

令和5年11月14日

新型コロナウイルス感染症の治療を受けられる女性の患者さんへ
お薬を飲むまえに、もう一度確認を！

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬について

新型コロナウイルス感染症と診断されたみなさんに安心して治療を受けていただくために、妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬についてお伝えしたいことがあります。

動物における実験で胎児に奇形を起こすことが確認されたため、妊婦にとっては禁忌である（使用してはならない）新型コロナウイルス感染症の治療薬を服用したあとに、妊娠していることが判明した事例が多数報告されています。これらの事例では、医師の問診に対する患者さんの申告や処方前に用いられるチェックリストによる確認を踏まえ、処方とは可能と判断されていました。また、その処方箋が薬局に持ち込まれた際にも、調剤前に薬局薬剤師による聞き取りやチェックリストによる確認を通じて、調剤について問題ないと判断されていました。

しかしながら、内服した後に妊娠がわかった場合には、大きな不安や葛藤を抱えて妊娠と向き合うこととなってしまっています。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、そのお薬を内服したいというお気持ちもあると思いますが、あとでつらい思いをすることがないように、妊娠可能な世代の女性の患者さんにおかれましては、問診や調剤前、チェックリスト使用の時には妊娠の可能性はない、と申告されたとしても、内服前には、もう一度、最近数ヶ月間のことをよく思い出し、妊娠の可能性につき、思い当たる節がある場合には内服を控えるようにしてください。その場合には、お薬を保管しないで、ご自身で破棄するか、薬剤師に戻してください。

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 長谷川直樹

公益社団法人 日本化学療法学会 理事長 松本哲哉

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子